

岡谷市小中学校における 学校配布物の取り扱いについて

R7.7 教育総務課

岡谷市教育委員会では、行政機関や民間団体等からの依頼により、市内小中学校から家庭等に配布される文書の取り扱いに関して、教職員の配布労力の負担軽減を図るため、学校配布物の取り扱いに関する新たなルールを定めました。

<学校配布物の種類>

紙等に印刷された配布物

- ・ 行事やイベントのチラシ、無料招待券など
- ・ 申込書付きチラシ、折り畳みリーフレットなど

電子データによる配布物

- ・ 行事やイベントのチラシなど
- ・ 制度や手続き、イベントのQRコード付チラシ等

学校から家庭等に配布する配布物は、印刷された紙の印刷物と電子データ配信による文書があります。

岡谷市では、令和4年度から学校と家庭の連絡アプリ(すぐーる)を導入し、市や学校から家庭への電子データでの情報提供がしやすくなりました。教職員の負担軽減や環境負荷低減を図るため、今後は、紙の配布物を極力少なくし、電子データによる配信を基本とします。

ただし、学校のアプリによる情報の受け渡しが困難な家庭等に対しては、従来の紙による配布を継続します。

【申請手続き】

- ・ 申請は、市役所窓口又は電子メールによる受付となります。
- ・ 学校への配布物や小中学校の児童生徒又はその家庭を対象にした配布物を希望する場合は、申請書に必要事項を入力の上、岡谷市教育委員会(教育総務課)まで申請してください。
- ・ 申請内容を審査し、「配信不許可」の場合に限り、申請者へ通知します。

【配信方法】

- ・ 配信許可とした配布物について、市又は学校から家庭連絡アプリを通じて、電子データを配信します。
- ・ やむを得ず印刷物での配布をご希望の場合は、配布部数を用意し、岡谷市教育委員会(市役所2階 教育総務課)へお持ち下さい。岡谷市教育委員会のメールボックスから各校へ配布いたします。

【お問い合わせ先】

学校配布物に関するお問い合わせは、教育総務課、学校教育担当まで

☎電話で 0266-23-4811(代表)

✉メールで kyouiku@city.okaya.lg.jp



▲申請手続きの詳細は
コチラ(市HP)をご確認下さい